

平郡島における舸子役と漁業権

木部 和昭

一、はじめに

近世の漁業制度や浦方編成を考察する際、「水主（舸子）役」⁽¹⁾の存在が重要な意味を持つ事は、古くから主として漁業史研究の中で指摘されてきた⁽²⁾。そこで提示されるのは、漁業集落を水主浦として編成し、その見返りに漁業権を保障した結果、近世漁村が成立する、という構図であった。

筆者がこれまで研究に取り組んできた萩藩の漁業制度⁽³⁾においても、水主役は重要な構成要素をなしていた。萩藩では、浦石（海上石・浦屋敷石）に対する正租である浦立銀上納とともに「海上諸御役目」という夫役を負担することで漁業権を保障されたが、その「海上諸御役目」は水主役を包含するものであった。萩藩においても「水主浦」の概念は当てはまるのである。

しかしながら、水主役負担と漁業権の保障という相関関係が当てはまらない事例も析出される。その地域こそ、周防国大嶋郡・熊毛郡（萩藩大嶋郡宰判・上関宰判・熊毛宰判）であり、そこには、特定の五ヶ浦（安下・久賀・室津・上関・室積）が寡占的漁業権を持

つ立浦・端浦制度という萩藩領内でも特異な漁業構造が構築されていた。したがって、この地域の水主役の実態を再検討すれば、立浦・端浦制度という漁業構造の編成要因や制度的特質を明らかに出来るのではないかと考えている。本稿は、その手はじめとして、萩藩の船手組織において大きな比重を占める水主役を課されながら、浦方としては認められず、漁業権の面では「端浦」に甘んじる事になった大島郡平郡島（現・柳井市平郡島）の事例を分析する事としたい。

二、萩藩の船手組と舸子

まずはじめに、萩藩の舸子について、その概要を見ておきたい。戦国期から織豊期にかけて隆盛を誇った毛利水軍も、関ヶ原敗戦後の防長二ヶ国減封によりその規模の縮小を余儀なくされ、萩藩の下では船手組に再編成されて存続することになった。船手組は、慶長十六年（一六一一）六月には七組で編成されていたが、その後整理が進められ、元和八年（一六三二）頃に五組に、寛永期に三組に縮小され、寛文九年（一六六九）に二組に再編され幕末に至った。

船手組の主な職務は、藩主の参勤交代や朝鮮通信使来朝・異国船警備などの際に、藩船の運航を担当することであったが、平時には海上交通や船舶などに関する海事行政業務にも従事した。その拠点は、周防国佐波郡三田尻に設けられた御船倉に置かれ、船手の士卒は三田尻に常駐していた。また、萩城下浜崎にも御船倉が置かれており、こちらにも小規模ながら船手の士卒が配属されていた。

寛文期以降の船手組は、寄組の両村上氏を組頭とし、その下に船手組士が配され、大船頭・中船頭・小船頭なども付属していた。以上が船手組を構成する「士分」であるが、その下には、実際の船舶運航の担い手（漕手）として、必ず舸子が配属されていた。この舸子には、大別すると二つの階級が存在した。

一つは、藩が扶持方を支給して召し抱えていた「御手舸子」である。藩に奉公する常勤・世襲の舸子であり、藩船運航の中核を担った。その身分は陸における足軽と同格の「卒」であり、公的に苗字を名乗ることは許されなかった。幕末期の「無給帳」によれば、三田尻に居住する御手舸子の定員は二一五人余であり、その俸禄は一入日別米一升・二人扶持米四石であった。また、萩城下浜崎御船倉には、浜崎御手舸子一六名、浜崎歌舸子一四名も置かれていた。

一方、藩船運航が繁忙になり、御手舸子のみでは不足の状況が生じると、領内から夫役として「舸子役」が徴発された。これが「御雇舸子^四」であり、徴用期間中の飯米等は藩が給付するのが原則であった。漁村・浦方の成立と密接に関わるとされる「水主役」こ

そが、萩藩においてはこの御雇舸子であった。

御雇舸子に徴用されたのは、漁民・船乗り等の海に習熟した百姓であり、その性格からして主に「浦方」が負担対象となった事は想像に難くない。しかし、大量の舸子役が動員された織豊期から藩政初期にかけての舸子役賦課の基準や実態は必ずしも明確ではない。その後、慶長検地における浦屋敷石・浦浮役石の設定を契機として浦方編成が始まり、貞享検地における浦石（浦屋敷石・海上石）設定で浦方制度が確立する中で、浦方が浦石に応じて舸子役を負担する形態に整備されていったと考えられる^五。それが最終的に固まったのは享保期であった。

その経緯は、享保四年（一七一九）正月に国元裏判役口羽衛士が下した次のような沙汰書からうかがえる^六。

（前略）諸郡浦々より被召仕候御雇舸子之儀、先年舸子役仕候人員浦々より付出被仰付、割符相調之由候、右之行か、りを以、至于今舸子割符御沙汰相成候、然所二年数はる、相隔たる事候故、殊外令混雜難儀仕候廉有之由二候、依之今度御詮儀之上、御代官中浦石并二其処之旧例付出被仰付、相縮石之通候、向後御雇舸子之儀者此浦石江割符仕候様ニ可有御沙汰候、此度御改御代官中付出之浦石江割符被仰付事ニ候得共、南北才判之分り其外旧例少茂改不被仰付事候条、何辺先年より之格無相違様ニ可有沙汰候、以上

享保四亥ノ

正月十六日

口 衛士

(蔵元兩人役宛)

これによると、諸郡浦々から徴発していた御雇舸子については、従来からの割符(割当基準)が決まっていた模様である。しかし、この享保初年の段階になると年暦を経て混乱をきたすようになっていた。そこで藩は改めて領内全宰判に対して浦石と旧例の調査を実施し、舸子浦の設定を再確認したのである。その結果は「舸子役割符〔覚〕」として発令され、以後の舸子役賦課の基準となった。その主たる内容は、浦方(本浦)の浦石と、それ以外の漁村・海付集落の網代石等を峻別し、浦方にのみ舸子役負担を課するというものがあり、それは結果的に漁業権における浦方優位を承認するものとなった^(七)。ただし、浦石高当たり何名の舸子役が課されたかについては規定が無いから、各浦に定員が定められていた訳ではないようだ。必要な御雇舸子人数を、その都度、浦石高に応じて割り当てたものと推定される。

なお、この享保初年にこの様な調査が実施された背景には、舸子役の急激な需要増大があった。その一つは、正徳から享保初年にかけて響灘近海で実施された抜荷唐船の取締りと打払いの実行であり^(八)、もう一つは正徳元年(一七一二)・享保四年(一七一九)と相次いだ朝鮮通信使の来朝であった。いずれも大量の藩船が動員され、藩初以来未曾有の舸子役が集中したため、制度の再構築が必要だったのである。

こうした舸子役も、藩主の参勤交代が海路ではなく陸路主体に切り替わる近世中期以降になると、次第に重要度が低下していき、それにともなって、舸子役の代銀納化も一般化していった。例えば、熊毛郡室積浦の場合、安永元年(一七七二)に「三田尻御雇舸子賃銀間欠銀」という形で舸子役を負担している^(九)が、これは室積浦が現人を派遣するのではなく、別に雇用された舸子の賃銀について、藩から支給される賃飯米に不足する額を浦方が補填する形で上納したものであった。ただ、こうした代銀納化は進んでも、舸子役銀を賦課されるのは浦方(本浦)だけであり、浦方の存立や漁業権を保障する重要な要素であった事に変わりはなかった。

以上、萩藩の船手組では、藩臣である御手舸子と、浦方から夫役として徴発された御雇舸子という、二系統の舸子集団が藩船の運航を担っていたことを見た。しかしながら、三田尻の船手組には、実はこれ以外に、特異な舸子集団が存在していた。それこそが本稿の主対象である平郡舸子であり、それはまさに御手舸子と御雇舸子の性格を併せ持つ、両者の中間的な存在であった。以下、この平郡舸子についてその詳細を見ていくことにしたい。

三、平郡舸子と舸子給

平郡島は屋代島(周防大島)の南西の沖合に位置する島で、周囲約二八キロ・面積約一七平方キロメートルと、この海域の島々の中では屋代島に次いで大きい。萩藩の行政区画では大島郡宰判に属し

ていた。

東西に長いこの島は、東浦・西浦に分かれて集落が形成されていたが、西浦は伊予から浅海氏が、東浦は紀伊から鈴木氏が、それぞれ中世に移住して開発したと伝えられる。両氏ともいわゆる海賊・水軍の性格を帯びた土豪であり、浅海氏は天文二三年（一五五四）に小早川水軍を撃退した功で陶晴賢から感状を受け、後には来島村上氏に仕えて大島郡戸田に知行地を与えられた¹⁰。一方、東浦の鈴木氏は、天文二四年（一五五五）、毛利元就が陶晴賢を討ち取った厳島の合戦の際に、平郡島民一〇〇名を率いて毛利軍の兵船輸送に従事し、その勝利に貢献した。そして、この勲功が契機となり、「平郡舸子」が誕生することになる¹¹。

毛利元就は、厳島合戦の恩賞として、平郡島全体を免租地とし、これに対して島からは一〇〇名¹²を舸子として毛利水軍に常勤させることになった。これが平郡舸子の濫觴であり、その歴史は萩藩成立以前に遡るものであった。免租地の措置は、一島全体を舸子給として島中が拝領した形態であり、しかも一〇〇名の舸子は船手に常勤したので、その性格は御手舸子に近い。ただ、毛利家は個人を舸子に召し抱えたわけではなく、あくまでも「島中」が舸子の担い手であったから、諸浦の負担する「舸子役」と類似した相貌も帯びていた。なお、この平郡舸子の有り様は、規模こそ異なるものの、豊臣政権・徳川幕府から舸子役・船役の見返りに島の知行権を付与された讃州塩飽諸島の「人名制」に酷似しており、瀬戸内海地域特有

の舸子役編成の一類型として注目される。

この平郡舸子の制度は、萩藩成立後も、厳しい財政事情にかかわらず存続された。この間、慶長検地（一六〇七〜一一年）・寛永検地（一六二五〜二六年）と二度の検地によって平郡島の石高は表1の通りに推移したが、いずれもその全てが免租地とされ、一〇〇名の舸子給として島中に給付された。しかし、次の貞享検地（一六八六〜八七年）で、旧来の全島給付の原則に大きな変化が生じることになる。

その間の事情を、平郡島浅海家文書から見ていこう。まず掲げるのが、正徳四年（一七一四）八月の郡奉行粟屋半左衛門の沙汰状である¹³。

一筆申入候、御手前才判平郡嶋往古高四百四拾石余之所、御所務被差除、舸子役百人三田尻差出、飯米壹人日別壹升宛勘渡被

表1 平郡島石高の推移 単位：石、面積は反（歩以下は切り捨て）

	総石高	田(石高)	田(面積)	畠(石高)	畠(面積)	浮役石
慶長検地(1607-11)	339.722	121.4300	94.3	217.8290	912.6	0.463
寛永検地(1625-26)	446.455	164.3137	87.9	273.7858	895.8	8.35554
貞享検地(1686-87)	900.000	163.8740	88.7	728.1260	2916.3	8
宝暦検地(1761-64)	935.000	163.8740	88.7	763.1260	2916.3	8

※畠は、屋敷地を合算した数値。浮役石は慶長検地・寛永検地では「小成物」。

※宝暦検地の増石分（上ヶ石）34.791石、庄屋畔頭給0.209石は畠方に合算した。

【典拠】慶長検地：「周防三井但馬蔵田与三兵衛検見帳」（県庁旧藩記録281）

寛永検地：「周防寛永式年坪付帳」（同上283）

貞享検地：元文2年（1737）「大島郡平郡島明細図添書」（防長地下上申1所収）

宝暦検地：天保期・平郡島注進案（「防長風土注進案」2所収）

仰付被召仕来候所ニ、貞享三年扨檢地被仰付候節、古高二引足物高九百石ニして御請仕、畠銀四貫五百目迄々年上納仕候へ共、一嶋及難儀ニ候ニ付御理り申出、増加子式拾五人被召仕、銀子四貫五百目被差免、願之通り被仰付候、飯米之義八百人江被遣候迄升扶持を百式十五人へ扨を以人別八合宛勘渡被仰付候、其後増加子式拾五人之内拾人ハ上之関加子として被差出置候得

共、差而御用ニ茂無之御引せ被成、其内式人者老人別銀五十め宛百目之辻毎年上納仕来由候、然共近年悪年ニ而地下茂及難儀ニ候ニ付御役難相勤候条、増加子式拾五人辻御引せ、人別銀八拾目宛式貫目上納被仰付、御雇舸子ニ而被召仕被下候様ニと御理り申出令承知候、先年之御沙汰筋根証拠物茂無之不分明候へ共、御手前申出相違無之由ニ付、今度御沙汰之上、地下為御救ニ候条、御了簡を以人別百目宛式貫五百目辻今年より二三年之間上納被仰付、三田尻増加子殘拾五人とも廿五人辻御引せ被成候、左候而此間百目宛年々上納銀を茂被差除、往古之通り加子役百人飯米之儀も迄升宛当九月朔日より勘渡被仰付候、尤三田尻現加子無之候事ニ候故、向後現人御用之節ハ時々雇立ニして被召仕候様と三田尻へ茂申渡置候間、其通り相心得候様ニ可被申付候、尤二三年以後者往古之通り百式拾五人被召仕義候条、遂其節候様ニ可有沙汰候、恐々謹言

(正徳四年) 粟 半左衛門

(上之関) 添石節之御代官御役
沓屋八郎左衛門殿

これによれば、貞享検地以前の平郡島は、島高四四〇石余の免租の代わりに、一〇〇人の舸子を三田尻に差し出し、それに対して一人日別一升の飯米(二人扶持に相当)も給付されていた。全島免租の上に舸子には扶持米が支給される訳(藩から見れば、四四〇石余の免租の上に、約四〇〇石もの扶持米を支給)であるから、人的負担は重いとはいえ、かなりの優遇であった事は間違いない。

ところが、貞享三年(一六八六)の検地では、一挙に島の石高が倍増し、九〇〇石になった。これは表1を見れば明らかのように、島の面積・石高が大幅に増加して打ち出されたことによる。しかし、わずか半世紀の間に島の生産力がこれほど増大したわけではない。平郡島は元来、耕地に適した土地が少なかったため田地はわずかしか存在しなかった。そのうえ島の山腹に張り付くように開かれていた畠地も地力が乏しく、「片荒し」といって、毎年耕作できず、数年ごとに休耕地にして地力の回復を待たねばならない状況だった。元禄十三年(一七〇〇)二月の平郡島畔頭による届書では、「貞享検地に付け出された田畠の面積に比べて、現状の作付面積はずつと少なく、畠は実際には二九一町余の内一〇町くらいしか耕作しておらず、残りは片荒しにしている」と述べている^{十四}。貞享検地は、その休耕地も悉く記帳して石盛りしたと考えられ、厳しい検地だったことがうかがえる。

そして藩は、この貞享検地の増石分四五〇石余を、従来からの平郡舸子給とは認めず、増石分に対しては年貢を賦課することとし、

石貫銀四貫五百目の正租上納を平郡島に命じた。平郡島は一年間、その石貫銀を上納したが、負担に耐えきれなかった模様で、翌年には、石貫銀上納免除と、その代わりに増加子二十五人を差し出すことを願ひ出て藩に認可されている。かくして平郡島は、その石高九〇〇石の内八九二石を平郡舸子給として改めて認めてもらい（八石は平郡浮役石として大苦七〇〇帖を三田尻に上納）、一島拝領の体裁を保ちつつ、一二五名の平郡舸子を三田尻に派遣することになった。ただし、従来一人日別一升宛支給されていた飯米は、一二五名に均されて一人日別八合宛に減少された。

その後、船手の重要性が薄れたためか、二五人の増加子は三田尻で余剰人員となった模様で、一〇人が上関舸子（享保三年の史料では「上関継船舸子」）に配置転換され、それもさして御用がないという理由で廃止された。平郡島としては舸子役が一〇名減少したことになるが、内二名分は人別銀五〇匁、計一〇〇匁を舸子減免の代替として毎年藩に公納することになった。ところが、正徳期頃に物価高騰などで島中の衰微が顕著になったため、この正徳四年に、平郡島は増加子二十五人の減免を歎願することになった。島としては人別八〇匁、合計銀二貫目の代替銀上納で減免を願ひ出たようだが、藩は人別一〇〇匁、計二貫五〇〇匁の代替銀上納でこれを認可し、同時に上関舸子の代替銀であった一〇〇匁上納は廃止され、残り一〇〇名の飯米は旧来通り一人日別一升の支給に復した。代替の二貫五〇〇匁は、三田尻で不足する二五名分の舸子を雇用する名目で

あった。ただ郡奉行粟屋は、この措置は二、三年間だけで、その後は再び一二五名の平郡舸子を召し使うと念を押ししており、あくまでも臨時的な対応であった。

しかし、その年限を迎えた享保三年（二七一八）、平郡島は、近年の風損干損や朝鮮通信使来朝にもなう負担を理由に、二五名の増加子減免と二貫五〇〇匁の代替銀上納の措置を継続してもらいたい旨を再出願した。もしこれが認められない場合は、一二五名の舸子全員に一人日別一升の飯米給付をしてもらいたい、という条件も付けられていた^{千五}。当職桂三郎右衛門・浦図書は、再び享保五年（一七二〇）八月までと期限を定め、二五名の舸子減免の延期を認める旨を大島郡代官河野神左衛門に沙汰した^{千五}。

その期限を目前にした享保五年七月二八日、三田尻大船頭津田七右衛門・浦上九右衛門・吉賀権兵衛・矢野十左衛門の四名は、平郡増加子二十五名について、現人復帰の必要性を三田尻都合人平岡八左衛門へ上申した。それによれば「近年御船遣多く、其上赤間関御掛船、同所津へ御番所番人迄被召仕候故、三田尻御手舸子旅役重り以外難儀仕候、第一小々之船遣之節は度々御雇舸子被召仕不勝手之廉も御座候条、当九月より右式拾五人現人被召仕可然」と、この時期、下関での唐船打払いなどで船手組が繁忙状況にあり、三田尻御船倉としては常勤舸子の増員を望む声が強かった。しかしその一方で、困窮する平郡島への配慮も必要で、藩は二五名の増加子を復帰させて日別一升の飯米支給を行うか、代銀納により引続き二五

名の舸子役を免除するかの判断を迫られていた。そして同年十二月、当職裏判役口羽衛士は、大島郡代官河野神左衛門に次のような決定を沙汰した千七。

覚

一 四宝銀七貫五百目

右御手前才判平郡嶋より三田尻江差出候増加子式拾五人、近年御理り申出、銀貳貫五百目平郡嶋より三田尻江差出、右之増加子現人被差除候様ニと御理り申出、当八月廿九日迄被遂御了簡、同九月朔日より現人被召仕之通り被仰出候、然処ニ先年増加子差出候節、扶持方之儀者前々より相詰来加子百人之分日別壹升宛之内八合宛ニ被減、其米を以式拾五人ニ被遣来候、就夫加子共令難渋候条、弥増加子式拾五人被召仕候ハ、飯米一升宛被立遣候様ニと御理り申出候へ共、先年百人之分之飯米一升宛之内ニ而ゆり合所勤仕来りたる事ニ候へハ、只今公米可被立遣様ニ無之候、雖然平郡嶋之儀茂近年痛詰、御役茂難相調候故、何とそ三田尻御間茂合せ、嶋続候様成仕与茂可有之やと、桂仁左衛門三田尻御間茂被申談候所ニ、先当九月より来八月迄之儀ハ、近年調来候式貫五百目三倍ニして七貫五百目三田尻差出候ハ、且々御間茂合可申や、三田尻之儀茂現人無之候而ハ御間茂合兼、依品ニ公損茂立申事ニ候条、右之銀辻より内ニ而者不相成候由、仁左衛門申分ニ付、壹ツ書之通り銀子ニ而上納被仰付候様ニ、尤此内御理り之品左ニ記之

内

五貫目

右平郡嶋より差出可申之通り被申出候

貳貫五百目

右古来より相定たる儀とハ乍申、百人に加子壹升宛被遣来候内、増加子式拾五人拵合被遣候所ニ、少ハ被遂了簡、右之辻公銀を以被立遣候様ニと被申出、願之通り被仰付分

一新銀貳貫五百目

右理右同、来ル丑ノ九月より以後年々右増加子不被召仕、

右之銀三田尻上納可仕候分

内

壹貫六百六拾六匁六分七厘

右平郡嶋より年々可差出分

八百三拾三匁三分三厘

右理前二同、年々公銀可被遣分

以上

右平郡嶋より三田尻差出候増加子式拾五人飯米之儀ニ付、彼嶋より御理り申出、御手前・桂仁左衛門被申談之趣具ニ令承知、御沙汰之上壹ツ書之通り被仰付候条、弥三田尻被申談御間ニ合候様ニ沙汰可有候、尤前々より差出来候百人加子飯米之儀、古来之通り壹人日別一升宛被遣事ニて、右之趣桂仁左衛門方え茂申入候条、可被得其意候、以上

享保五子ノ

十二月廿九日 口 衛士

河野神左衛門殿

(以下、河野より大嶋郡宰判二老役への沙汰は下略)

これによれば、藩は最終的に増舸子二五名の減免と代銀納の継続という判断を下している。その際、御船倉を管轄する三田尻都合人桂仁左衛門との協議により、二五名分の代替舸子を雇用するのに必要な経費として、冒頭の一つ書きにある四ツ宝銀七貫五〇〇目の三田尻上納を決定した。しかし、困窮している平郡島を考慮して、全額負担を島に求めず、三分の一は藩が公銀によって補填するという温情を示し、平郡島の上納額は四ツ宝銀五貫目と決めた。それを新銀に直した額が最後の部分で、新銀だと平郡島の上納額は一貫六六六匁七分七厘となった。四ツ宝銀と新銀が出てくるのでややこしいが、四ツ宝銀は銀の含有量の少ない低品位銀貨、新銀は品位を回復させた享保銀(正徳銀)であり、ここでは両者の交換比率を三対一として計算している。銀額のみを見ると、平郡島の上納額は減つたように見えるが、この年まで平郡島が上納していた二貫五〇〇目は、享保三年の願書に「四ツ宝銀」と明記されており、実質的には上納額は倍増することになった。

この時決定された上納銀と増舸子減免は、元文二年(一七三七)の「平郡島由来書^{〔千八〕}」にも確認できる。また、明治四年(一八七一)に舸子給除地が解除される際の史料にもほぼ同額が見える^{〔千五〕}。

これらから考えれば、増舸子二五名を減免される代わりに銀一貫六六六匁七分七厘を上納する仕法は、これ以降常態化したものと見受けられる^{〔千七〕}。

なお、平郡島には三田尻に常勤する舸子役以外に、臨時の舸子役も存在していた。それが「立髪舸子」である。元文二年の「平郡島由来書」には、以下の記載が見える。

- 一 御船中往来之節ハ現人六拾人、御下向ハ三月三日より、御參勤ハ正月十日より立髪被仰付、両岸関江定乗り被仰付来候、尤壹人日別一升宛御扶持方并銀式分宛御勘渡被仰付候、御陸地被遊ニ付、此所(平郡島)江本銀壹人代六匁宛被召上ケ候得共、近年ハ壹人代本銀式匁宛百廿目御上納仕候事

これによれば、藩主の参勤交代が海路をとる場合、立髪(月代を剃らないで長く伸ばした髪形)の格好をした舸子六〇名が臨時に平郡島から派遣されていたようだ。「両岸関へ定乗り」が何を指すのかは不明だが、両関が室津浦・上関浦の別称なので、上関海峡において藩主の御座船を送迎する儀仗兵的役割だったのかもしれない。おそらくは何らかの故事来歴に基づく御用だったのであろう。こちらは、出勤期間中、日別一升の扶持方と銀二分が支給されていたが、参勤交代の陸路化にもなつて名目のみとなり、この時期には逆に人別代銀を藩へ上納するものに性格が変貌している。元文二年当時は一入二匁の六〇人分で一二〇匁が上納されていたが、幕末期には一入四匁宛二四〇匁の上納に増額されている^{〔千二〕}。

菽藩最後の検地である宝曆検地（一七六一〜六四年）で、平郡島の石高は三五石の増石となり、総計九三五石となった。この時も平郡島中は、舸子給として一島拝領の形態を維持すべく、種々嘆願を行ったようだが、ついにこの増石分に対する免租の措置は適用されなかった。全島の総石高からすればわずかではあるが、増石分三五石に対して年貢である石貫銀が課せられ、以後、様々な課役も負担することになる。天保末年の平郡島「注進案」によれば、石貫銀・浮役銀・馳走銀（舸子給も含めて賦課、高一〇石に付八匁八分二厘）・足役押・舸子上納銀など総計五貫八七〇匁余を公納している。近世中期以降、舸子役に対する重要性が次第に薄らいでゆく中で、一島拝領という平郡島独特の舸子給の在り方も、徐々に後退していったのである。

四、平郡舸子の存在形態

ここでは、平郡舸子の実態や、舸子役負担の在り方について、その内部構造や経済状況から検討してみたい。

まずは平郡舸子の実態について取り上げよう。元文二年（一七三三）の「平郡島由来書」には、次のような記載が見える。

一現百人三田尻定詰之内 式人肝煎・式人食焼

残九拾六人遠近を以旅役被召仕候、三田尻諸役所御仕組此

方ハ、右之四人も忝ヶ年ニ忝番宛旅役被召仕候事

一百人居屋敷式ヶ所、肝煎屋敷式ヶ所只今三田尻青木町ニて拝

領被仰付候事

三田尻に定詰する平郡舸子は、統率役である肝煎二名、炊飯役である食焼二名、そして一般の舸子九六名から構成されていた。彼らには三田尻青木町に屋敷地が与えられ、そこに集住していた。舸子屋敷は長屋のようなものだったと推定されるが、肝煎は個別に屋敷地を拝領している。肝煎役は、西浦・東浦の舸子から一名宛選任され、三田尻において平郡舸子の任免を管理したり、平郡島庄屋鈴木家と株主仲間（後述）の意向にそって舸子を統率するなど、平郡舸子のリーダー的存在であった。この元文期当時は、舸子は単身赴任が一般的だったと思われるが、天保期の状況を記した「注進案」によれば、一〇〇名の舸子役に対して男女一六四人、家数にして四一軒が三田尻住居とあるから、所帯ごと赴任する者も少なくなかったようだ。

こうなると、御手舸子と変わらない存在、ということになるのだが、藩の側は、譜代の臣たる御手舸子と、役舸子としての平郡舸子を峻別し、両者の間に一線を画す意向を持っていた。それを示すのが文化元年（一八〇四）に平郡舸子中が直接の上司である御船頭衆に提出した次の請状^(三十一)である。

御請状之事

一平郡舸子之儀者御手舸子与者御仕成違候段勿論之御事候処、時

寄小早・橋船之御船付其外、御手舸子御無人之所江被召仕候を

根之御仕成之様ニ心得、仕役其外追々持方がましく儀有之様ニ

被聞召上不謂義、古來地下宗門仕、及老極ニ御用ニ不相立節者平郡被差返候行形茂御座候処、年序を経古実取失ひ、近年三田尻住居仕不苦と相心得候もの茂有之様ニ被聞召上、右躰之者者被遂御詮義、当年より往キ十ヶ年迄之内平郡引越、身柄計出浮相勤候様との御事

一平郡舸子之儀者、古來物持其外御船頭已下之御付人相勤候行形茂御座候処、近年者上下なと着用仕候様被聞召上不相応之事儀、自今已後肝煎又ハ御船方之仕役勤功他ニ抽、御都合人様より被遊御免候者之外、着用不仕候様との御事

付り、帯刀之儀者全猥之義無之様可仕之旨、尤御手舸子被召仕候処江御仕方之節者帯刀勿論之御事候、其余ニ而も御船乗組之節者、他所江罷越候儀ニ付刀持參仕候而も苦シかるましく候との御事

右之条々御書附を以手堅被仰渡委曲奉得其旨候、依之御請申上候、已上

文化元子ノ

平郡舸子中

三月廿五日

現名連印

林平右衛門殿

吉賀三右衛門殿

矢野十郎左衛門殿

この請状からもうかがえるように、平郡舸子はあくまでも御手舸子よりは格下の百姓身分と位置づけられており、なおかつ、いつで

も平郡島民と交代可能な存在とみなされている。対外的には土分としての体裁を許される場合があつても、常時それが許されていたわけではない。明治に入り、御手舸子同前に「卒族」そして「士族」に遇せられた平郡舸子ではあつたが、近世期には御手舸子と御雇舸子の境界に位置する微妙な立場にあつたのである。

続いて、平郡島における舸子役負担の在り方について、その内部構造や経済状況から検討してみたい。この点について、前掲の「平郡島由来書」には、以下のような記載が見える。

一当島中惣高九百石、此内八石浮役石、残り八百九拾式石田島百式拾五かふ御座候、悪地故かた荒しニ仕、六ヶ年目ニ八人別之田島入替申候、尤土地高下有之分ハ三人分三かふの上中下をならし、又三ツニ割、其上ニてくじ取仕候、人別之居屋敷ハ永田ニて御座候事

まず注目すべきは、平郡島の田島が一二五の株に分けられている点である。一二五という数字は、平郡島が本来抛出すべき舸子人数と符合している。全島の田島が舸子給であつたため、舸子役を基準に耕地の株分けが行われていたことを示している。ちなみに、天保期の「注進案」にも、株付山一二五ヶ所（四〇町、一株に付三反二畝宛）という記載があり、田島だけでなく山にも同様の株分けが存在していたことが分かる。

この場合の株とは、舸子株である。貞享検地以前は舸子一〇〇人分の株が存在していたはずで、その後の増加子の設定により一二五

表2 平郡島の戸数・人口の推移

	元禄13年 (1700)	元文2年 (1737)	天保13年 (1842) 頃
総軒数	200	323	395
本百姓		261	279
内		本軒124 半軒137	本軒35 半軒121 四半軒123
門男百姓		62	116
内		門男32 小家30	
総人数	1315	1456	2178
男	718	812	1088
女	605	644	1090

※元禄13年は『平郡島史』64頁掲載史料より。

※元文2年は『地下上申』、天保は『注進案』による。

株に増加したのである。株の所有者は「株主」と呼ばれ、一株につき一名の舸子役を出す義務を負ったが、三田尻に出勤する舸子本人は耕作に従事できないから、株主とは一致しない方が普通だった。株主は基本的に島の本百姓（本軒）の戸主であり、夫役負担が可能でな役家であった。そして、その次男・三男、あるいは分家して門男百姓になった一族などを三田尻に出勤させることで、耕地や山の株分けの権利を与えられたのである（二十三）。

だとすれば、島の本軒百姓数は舸子株数にある程度符合する筈であるが、この点は必ずしも明確ではない。慶長検地における平郡島の屋敷数は一六九ヶ所、寛永検地では一五〇ヶ所であり、屋敷数を

軒数と考えれば、約三分の二が本軒として舸子役を担う家だったと推定される。その後の戸数・人口は表2のように推移する。基本的に時代と共に戸数・人口ともに増加傾向にあったが、本百姓の中核である本軒（一軒で一人前の役を勤める家）の数は、一八世紀から一九世紀にかけての百年間

でむしろ減少傾向にあった。その一方で半軒・四半軒といった規模の小さな本百姓や、夫役・軒役を勤めない零細農民である門男百姓が大幅に増加している。これは時代と共に分家が進行した結果であろう。舸子役や舸子株に関していえば、こうした本軒百姓の分解にともない、半軒・四半軒の家が複数で一株を構成し舸子役を拠出す形態が時代と共に増加していったと考えられる。舸子株数と本百姓数が必ずしも符合しないのはこのためであろう。一方、増加の著しい門男百姓の方は、後述する株に割り当てられた耕地の下作（小作）を行ったり、塩浜の浜子など出稼ぎに出たりする者が多かったが、中には本百姓の代勤として舸子に出勤する場合もあった。ただ、出勤しても舸子株に加わることは出来ず、耕地の割り当ては受けられなかった。

さて、話を先の「平郡島由来書」に戻そう。平郡島の田畠は舸子役に応じて一二五に株分けされていたのだが、その一二五株の田畠の所有権・耕作権が特定の株主に固定されていた訳ではない。平郡島では、土地の私的所有は屋敷地にしか認められず、耕地に関して共同所有・共同管理の形態を取っていた（二十四）。平郡島由来書の記載によれば、島の田畠は計画的に「片荒らし」（先述）にして地力回復を待つ循環農法が行われ、耕作する田畠は六年交替で圃取りをして耕作者（株主）を入れ替え、耕地の厚薄・遠近が偏らないように分配を行っていた。島で「切替」とか「地割」と呼ばれた慣行であり、詳細は宮本常一の研究に詳しい（二十五）。こうした耕地に関

する共同体制制の強い農業慣行が成立した背景には、島の地力の低さや耕地の不良性といった地理的要因がまず挙げられるが、一〇〇人ももの壮年労働力を舸子に抛出せねばならなかった制度的要因もまた大きく作用していたであろう。

以上、平郡舸子役負担の在り方を見てきたが、そこに垣間見えるのは、農業を基盤とする役負担の論理である。舸子役という、本来は海民を編成する夫役であるにも関わらず、平郡舸子役負担の原理の中に、海との関わりは非常に希薄である。離島の民であり、また、耕地に赴くのに山船という小船を常用していたから、島民は必然的に舸子としての適性を備えていたのかも知れないが、それにしても一般に知られる「水主浦」と趣を異にするのはなぜだろうか。そこで以下では、平郡島と漁業の関係について考察したい。

五、平郡島の漁業権

平郡島は織豊期以来、藩の船手の下で特別な舸子役を担ってきたわけであるが、それは同島の漁業権にどのような影響を及ぼしていたのだろうか。

一般に、舸子役負担は、その反対給付として漁業権を保障される場合が多い。しかし、平郡島の場合、そうした事実はいくも確認できない。

前掲の元文二年（一七三七）「平郡島由来書」には、「西浦二浦と申ハ、往古諸獵仕候故浦と申伝候、只今ハ獵事不仕候事」とあり、

かつては「浦」として漁業を営んでいたことが述べられている。平郡島近海は、鯛の好漁場だったといわれるが、この近世中期には漁業を放棄してしまっていたのである。一〇〇名もの舸子役負担と、地力の乏しい島の耕作に傾注する必要から、海に乗り出す余力を失ってしまったのであろうか。

近世初期に平郡島で営まれていた漁業の痕跡を示すのが、この海域で立浦・端浦制度が確立する^{三十三}。端緒となった正保五年（一六四八）三月二十四日付の「熊毛郡室津浦他国網拾歩一銀割符付立之事」^{三十七}である。この中で平郡島の漁は、浦ではなく御立銀を納入していかない「地方網」の一つとして登場する。当時平郡島で営まれていたのは鯛中網一帖であり、網役銀二〇匁を上閩宰判室津浦へ納入している。これにより、平郡島は立浦に漁業権を認可された「端浦」と位置づけられる事になった。しかし、その鯛網は中絶したのか、延宝二年（一六七四）の付立からは姿を消し、その漁業の痕跡はしばらく確認できなくなる。

そして享保十八年（一七三三）七月、平郡島は次のような願書を提出して、その漁業権に関する主張を展開した^{三十八}。この願書は、立浦の一つである阿下浦（安下浦）が、平郡島に入漁してくる他国網を退去させるようお願いしたことに對する反論である。

御理申上候事

一平郡嶋海上獵場被對諸獵網代、海上浮役浦石八石被召上、右八石之代二大苦七百帖今以無相違御馳走申上、三田尻御船手江御

上納仕候、往古嶋中地下網四帖御座候処へ、不獵打続六拾年余以前より地下網致中絶于今取立不相成、他国網呼下地下網同前二獵仕せ、こやし等相求地下之勝手莫太之儀二御座候事

一平郡嶋江他国網入来候儀者、地下網御座候節より参来候、地下網中絶仕候而者弥々地下網同前二網遣仕せ、今以相違無御座参懸り御座候、然共御運上之儀者他国網御法之通五歩一其外御定之辻御上納申上候、備御利徳二申候、此段御役人様方御存知被遊通二御座候事

一延宝七年、他国網数帖入込兩関（室津・上関、筆者註）網二支り於獵場出入有之、兩関より書付を以御座平右衛門様江御理申上候得共、平郡嶋之儀者百人御手加子被遣切之所、纔之田島下地被遣候而所勤仕二付、往古より諸獵船等入込地下取続之便二相成、下二迄迄其影を以ろ手達者（德）二成立御用ニ立申様二仕来候通申分テ、地下網同前二参懸り今以相違無御座獵仕せ来、島中之田島こやし等相貯、其上下二迄迄る手稽古仕御用役へ相立申様二常躰島中江無怠其沙汰仕候事

一寛永貳拾壹年、伊津井村・秋村江紀伊国より地引網数多罷下、阿下浦支り相成候故御理申上候二付而、兒（當職兒主也）淡路様藤井助之允様江御奉書を以被仰出候御趣者、其所支り相成候ハ、他国網退出可被仰付との御事、右之御義躰二茂沖二而引申分者不苦候間、如此中可被申附との御書付二付、其節も平郡嶋江来居候他国網之儀者一向御かまい無御座獵事仕せ来申候事

一慶安四年、久賀浦・阿下浦・上関并二室津浦より、他国網御入被成被下候様二御理申出候二付、他国網御入可被成之通被仰渡候、然所二他国より中高手網数艘罷越沖相二而獵仕候故、阿下浦網代江鯛寄せ付不申二付、又々他国網退出之御理申上候、依之阿下浦獵場物切相極申候、其節も平郡嶋之儀者是又一向御かまい無御座参懸り少茂相違無御座候事

一享保元申ノ七月廿八日、阿下浦網罷越平郡嶋来居候他国網獵海仕候処へ及相論、書付を以趣申上候処二、其節之御代官河野神左衛門様・海上御役櫛部安右衛門様より阿下浦御讚談被成候得者、彼浦不謂二相極被及御沙汰筈二御座候処へ、阿下浦より達而御歎キ申上候、向後平郡嶋へ来居之他国網二少茂相支り申間（敷野）通御理申上二付、弥向後支り不申様ニと被仰渡落着仕候、此段少茂相違無御座候事

一享保四亥ノ年、御当国浦石御改就被仰付、河野神左衛門様御代官役之節、大嶋郡中浦石御改付出被仰付、平郡嶋海上浮役浦石八石之儀も付相成二付、則写仕奉入御披見候事

一自国網鯛獵仕候而も、商主と申元銀仕出之者有之二付、干鯛等仕前後番作買得仕候二付而、地下こやし等買得仕候儀不相成儀二御座候、他国網之儀者望次第多少二不構買得自由二相成、時分を老くさらかし二仕候故、莫太調宝二相成申儀二御座候条、地下調宝と申、第一御運上五歩一被召上御利徳二茂相成義二御座候条、参懸り之通他国網来着被遊御免可被下候、偏二奉願候

事

右平郡嶋之儀者從往古より片作之所柄田島迫地ニ付、こやし等余分入不申候得者不熟仕候、依之往古より地下網四帖御座候処ニ、不獵打続仕出得不仕、夫故他国網呼下地網同前ニ網遣仕せ候、御運上之儀者他国網御法之通五歩一之浜役并増御運上共ニ御定之辻少茂無滞御上納仕備御利徳ニ申候、引立申鯛地下中こやしニ心儘ニ買得仕、其外諸用於地下ニ相調、島中調宝不大形ニ付且々取続、三田尻定法之者共江仕送、御上納銀無滞只今迄御上納申上来候、然処此度阿下浦より平郡嶋罷越候他国退出之義御理申上候由、案外千万ニ奉存候、且而阿下浦網支リニ相成申儀無御座候、往古以來參懸り御座候付而前書申上候、第一平郡嶋之儀者脇と違一島被遣切かけ離たる島之儀ニ付、往古より浦石を請、島付之網代島中支配之段大嶋郡・熊毛郡網主共銘々存之儀ニ御座候条、向後島付之網代江他浦より罷越相支り島中及迷惑ニ不申様ニ、宜敷被成御沙汰可被下候、此段奉願候、以上

享保拾八丑ノ

平郡嶋東浦畔頭

七月八日

八郎左衛門

同嶋西浦同

四郎左衛門

同 与三左衛門

同 六兵衛

御手舸子百人惣代

勤兵衛

同 清兵衛

同 善兵衛

同 抽左衛門

御庄屋

鈴木七兵衛殿

これによれば、平郡島はかつては島中で地下網四帖を営んでいたが、不漁のため六〇年以前に中絶してしまい、その後は代わりに他国網を盛んに入漁させて利益を得ていたことがわかる。

そして注目すべきは、その漁業権を主張する最大の根拠として「海上浮役浦石八石」を挙げている点である。しかし、この名称は平郡島の牽強付会であり、正しくは「平郡浮役石」とか「浮役石」と呼ばれるものである。しかも、この浮役石は、三田尻御船手に大苦七〇〇帖を上納するものであり、漁業には全く関係のない石高であった。無論、浦方固有の海上石とも浦石とは全く性格を異にする。しかし、平郡島はその浮役石が、享保四年の浦石改め（前述）の際に付立に記載された事を挙げ、これを浦石の一種だと強く主張するのである。冷静に見れば、付立に記載されたのは事実だが、「前々より御雇舸子御除」と但し書きが付されているから、浦石であることは否定されている。したがって、これが漁業権を主張する根拠になるとは到底思えない。平郡島の漁業権に関する主張は、実は非常に脆弱なものであったといわざるをえない。

勿論、平郡舸子役も、漁業権主張の根拠の一つに挙げてはいる。しかしそれは、「他国網から得られる魚肥（干鰯）が島の生産力を支え、その結果、舸子役を全うできる」とか、「他国網の入漁によって櫓手の鍛錬になる」という補足的な理由づけに止まるものであった。本来なら、こちらをメインに主張した方が、本当の意味で漁業権を強化できたかもしれないのだが、その様子はうかがえない。

この願書では、寛永以来の立浦との争論の経緯を述べて、平郡島の他国網が公認され続けてきたことを力説する。しかし、それらが深刻な争論に発展しなかったのは、一つはこの平郡島周辺海域が立浦の漁場の外れに位置していたため、係争が起こりにくかったためと考えられる。また、立浦と対立するのはあくまでも他国網であり、平郡島自らが行う漁業ではなかったことも影響しているだろう。また、その程度の争論であれば、あそこは大きな舸子役を勤めている島だから大目に見てやってくれと、代官が仲裁しやすい側面もあつたろう。おそらく、この享保十八年の争論も、そうした曖昧な決着を見たものと推測される。この結果、平郡島は自島に漁業権が存在するように認識してしまうのだが、それは本当の意味での漁業権の確立にはつながらず、曖昧な状態が継続するに過ぎなかった。

一方、立浦の立場からいえば、平郡島における他国網漁業は、いくら平郡島が正統性を主張しようとも、立浦・端浦の原則からみて違法な存在にほかならなかった。延享元年（一七四四）三月に室積・安下・久賀・室津・上関の立浦五ヶ浦が作成した端浦および地方の

漁業実態調査書^{三十五}には、平郡島の漁業については以下のように書かれている。

一 旅網帖帖 平郡

右旅網只今入申候、平郡之儀者正保年中御証抛物二ハ中之網帖と相見申候所、延宝年中御付立二網役銀上納不仕、右御付立之内捨り網二も不相見候間、網かぶ無御座候間、旅網・地網共二御指留可被遣候事

平郡島にはこの時期、旅網（他国網）一帖が操業しているが、ここには網株は存在しないので、旅網も地網も差し止めるべきである、というのが五ヶ浦の見解であった。こうした見解がある以上、立浦による他国網入漁差し止めの動きは、その後も常に発生する可能性を内在しており、その都度、平郡島の漁業権は動揺せざるを得なかった。

いずれにせよ、平郡島は、他国漁民の入漁に依存し、自らが積極的に漁業に乗り出そうとする姿勢が少なかった。そうした状況ゆえに、藩もこの島の漁業権にさしたる関心を向けることはなかった。こうして平郡島は、舸子役の島でありながら、近世期にしっかりとした漁業権の確立を実現できなかったのである。

六、おわりに

以上、平郡島における舸子役と漁業権の関わりについて見てきた。平郡島は、舸子の島でありながら海との関係が希薄で、舸子役もど

ちらかというと農業を基盤とした編成原理に立脚して組織されていた。このため、漁業に関しても他国網への依存度が大きく、これが原因となって漁業権の確立も不十分な状況に止まっていた。

つまり平郡島には、水主役負担の見返りに漁業権を保障されるという相関関係が存在せず、一般的な水主浦とは一線を画する存在であった。そしてこのことは、萩藩の浦方編成や漁業権設定が、必ずしも水主役を前提になされていなかった事を示唆している。それが顕著にうかがえるのが、平郡島の属する大嶋郡・熊毛郡海域であった。そもそもこの海域は、船手組家臣団の給領地が集中していた船手の根拠地である。給領主は給領地から軍役を徴発するが、船手の場合は給領地から舸子や船の調達を行っていた。その一方で、この海域で御立浦とされた五ヶ浦（安下・久賀・室津・上関・室積）や麻郷・遠崎「浦」は、藩の蔵入地であった。つまり、船手組の給領地の集中する大嶋・熊毛郡域では、蔵入地の「浦」からの舸子役徴発とは別に、船手組給領地からの舸子役・船役徴発が併存していた可能性がある。平郡舸子を船手の一員、平郡島をその給領地のような存在であったと考えれば、その漁業権と乖離した舸子役編成も、船手組の給領地の場合と類似した形態とみなせるかもしれない。こうした舸子役徴発の在り方が、この地域特有の立浦・端浦制度の根幹を規定した可能性は考えられないだろうか。今後は、この海域に集中していた船手組士の給領地や、立浦における舸子役の実態について分析を進め、上述の課題に迫っていきたい。

【註】

- (一) 水主は舸子・加子・水夫とも表記されるが、以下、原史料および先行研究の引用以外では「舸子」の表記を用いる。
- (二) 三鬼清一郎「水主役と漁業構造」(『日本社会経済史研究』近世編、吉川弘文館、一九六七年)など。瀬戸内海地域の水主役に関しては、定兼学「漁村支配と漁民」(同『近世の生活文化―地域の諸問題―』、清文堂出版、一九九九年)、山本秀夫「近世瀬戸内の浦と水主役」(『地方史研究協議会編』歴史に見る四国―その内と外と―、雄山閣、二〇〇八年など)。
- (三) 拙稿「萩藩瀬戸内海地域における立浦・端浦制度の成立と特徴」(やまぐち学の構築第五号、二〇〇九年)、同「室積浦と佐郷島の事例に見る立浦・端浦制度の実態」(やまぐち学の構築第六号、二〇一〇年)。
- (四) 「御雇舸子」の呼称は享保四年(一七一九)舸子役割符「覚」(山口県文書館編『山口県史料 近世法制編上』一九七六年、六九二―七〇四頁)による。原史料は毛利家文庫・法令一三五「諸御書付二十八冊」二四所収(山口県文書館所蔵)。
- (五) 舸子役と浦方制度の詳細な分析は、今後進めていく予定である。
- (六) 前掲、舸子役割符「覚」。
- (七) このほか、北前(日本海沿岸部)宰判の給領地の浦方については「御上下之節御雇舸子差出不申、朝鮮船長崎御送せ被成候

水夫、或ハ唐船事ニ付御用之舸子差出申候事」とあり、上関宰判では本浦であっても「前々より御雇舸子御除」という例外規定が旧例として記載される。北前給領諸浦の朝鮮船とは、朝鮮からの漂着船を指す。また、上関宰判における御雇舸子免除は、当地が海上交通の要衝で、漕船等の別の船役・舸子役が頻繁だったためと推測される。

(八) 拙稿「環日本海と漂流民」長門国における朝鮮船・唐船の漂流を中心にして」（長谷川成一・千田嘉博編『日本海域歴史大系』第4巻・近世篇I収録、清文堂、二〇〇五年）。

(九) 県庁伝来旧藩記録・宰判本控二五「中熊毛宰判本控」所収の安永元年「中熊毛宰判大庄屋原田瀬兵衛願書」（山口県文書館所蔵）。

(十) 関関録一六七巻。

(十一) 平郡島「注進案」。

(十二) 当初は九〇人であったという記述が『山口県の地名』（平凡社）に見えるが、史料上は未確認である。

(十三) 浅海家文書A四七（柳井市立図書館所蔵）。浅海家は平郡島西浦を開発したとされる土豪の系譜を持つ家で、近世期は西浦の畔頭を代々勤めた。

(十四) 県史編纂所史料七二二「平郡島史料」（山口県文書館所蔵）。但し、近代の筆耕史料であり、信頼性に疑問がある。なお、この史料は、境吉之丞『平郡島史』（柳井市立図書館、一九七八年）

六三〜六四頁にも引用されている。

(十五) 前掲「平郡島史料」および『平郡島史』六五〜六六頁。

(十六) 浅海家文書A六六。

(十七) 浅海家文書A一二一。

(十八) 本来は「防長地下上申」に含まれる史料だが、刊本編集の際に脱漏したため、「山口県地方史研究」四五号（一九八一年）に「防長地下上申補遺」として掲載されている。

(十九) 前掲「平郡島史料」および『平郡島史』七〇〜七二頁。この上納銀は慶応二年（一八六六）に廃止された事が記載されている。

(二十) ただし、天保末年に編纂された平郡島「注進案」では、上納物の中に銀三貫九七九匁四分四厘二毛が「舸子百人并増舸子式拾五人江当ル上納銀」として計上されている。今のところ、この上納銀がどの様な性格のものかは判然としない。

(二十一) 平郡島「注進案」。

(二十二) 浅海家文書A五七。

(二十三) 宮本常一「御手舸子と地割―平郡島」（宮本常一著作集第四巻『日本の離島・第一集』所収、未来社、一九六九年）。

(二十四) 例外的に名田所有を認められていたのは、平郡舸子の起源を作った庄屋の鈴木氏と寿現寺・海蔵院の二つの古寺のみであった。

(二十五) 宮本常一、前掲書。

(二十六) 前掲拙稿「萩藩瀬戸内海地域における立浦・端浦制度の成立と特徴」。

(二十七) 「大島郡御立浦御奉書写」(祭漁洞文庫旧蔵水産史料一五五五、国立史料館所蔵)。『山口県史・史料編・近世4』一七〇番に掲載。

(二十八) 浅海家文書A四一。

(二十九) 毛利家文庫・諸省四五一「上関佐賀村・熊毛郡室積浦漁事掛相願書其外(嘉永四年(一八五二))」(山口県文書館所蔵)所収。

【付記】 本稿は平成二二～二四年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「仕入と魚市場を指標に見る近世漁村の内部構造と地域類型に関する研究」(研究代表者・木部和昭、課題番号二二五二〇六七四)の研究成果の一部である。